平成２１年（フ）第１２１９号
仙台市太白区長町７丁目19番36号　ベルコート長町南302
債務者　坂藤　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目13番７号
債務者　猪股　芳雄
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１０６号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字本町９番地
債務者　佐藤今朝吉
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２５９号
秋田県潟上市天王字細谷長根401番地３
債務者　渡部　　均
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９号
秋田市楢山城南新町23番15号
債務者　斉藤　英子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１５号
秋田市外旭川字八幡田306番地５
債務者　大渕　縫子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２２号
秋田市金足片田字待入19番地
債務者　佐藤　君子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３号
秋田市外旭川字鳥谷場245番地１　今野栄明貸家２Ｆ
債務者　佐藤　昌章
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１号
福島市東中央２丁目66番地　滝浪アパート２Ｆ北
債務者　佐野　康彦
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２６６号
福島県二本松市渋川字後座内52番地
債務者　菅澤　美博
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２７３号
福島市蓬莱町２丁目９番12号
債務者　菊田　正司
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１００号
群馬県桐生市東１丁目10番32号
債務者　村田　節子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第７７６号
千葉県習志野市花咲１丁目19番９号
債務者　猿田　智子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７８１号
千葉市緑区誉田町１丁目779番地１　レオパレスパークハウスイマイＶ４―203号
債務者　宮園　順也
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８０５号
千葉市中央区問屋町５番21―1104号
債務者　古下　敬志
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８６３号
千葉市中央区矢作町1001番地21
債務者　田浦　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８７０号
千葉県市原市青葉台７丁目19番地12
債務者　都築　絹子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係